

## 民法改正等に伴う工事請負契約約款等の改正について

岡山市水道局

改正民法が令和2年4月1日から施行されること等に伴い、岡山市水道局工事請負契約約款及び岡山市水道局小規模工事請負契約約款を以下のとおり改正します。

なお、令和2年4月1日以降に契約締結する建設工事または小規模工事を対象とします。

### 記

#### 1 主な変更点

担い手3法（建設業法・品確法・入契法）改正に伴い、変更契約を行う場合においても著しく短い工期にすることを禁止を規定。

「瑕疵担保」が「契約不適合責任」に代わり、履行の追完請求と代金減額請求を規定。

発注者と受注者の契約解除権を催告解除と無催告解除に分けて規定。

契約不適合責任の担保期間

- ・ 建設工事・・・2年（低入札価格調査基準価格未満の場合は4年）
- ・ 小規模工事・・・2年

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正

- ・ 変更前 2.7%      変更後 2.6%

#### 2 改正後の約款の掲載場所

水道局HP > 事業者の方へ > 契約・入札情報 > 契約例規集